

信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕） 新旧対照表

(改訂前)	(改訂後)
<p><b>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</b></p> <p>(1) 本検査マニュアルはあくまでも検査官が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各信託兼営金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図ることが期待される。</p> <p>なお、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては本検査マニュアルに基づき、また、銀行業務に関しては金融検査マニュアルに基づき、検査を実施する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が信託兼営金融機関の信託業務管理態勢、信託引受管理態勢、信託引受審査態勢、信託財産管理に係る管理態勢、信託財産運用管理態勢及び併營業務関連リスク等管理態勢を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を信託兼営金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。本</p>	<p><b>【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</b></p> <p>(1) 本検査マニュアルはあくまでも検査官が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各信託兼営金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図ることが期待される。</p> <p>なお、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては本検査マニュアル及び金融検査マニュアルの「<u>経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－</u>」、「<u>法令等遵守態勢</u>」、「<u>顧客保護等管理態勢</u>」に基づき、また、銀行業務に関しては金融検査マニュアルに基づき、検査を実施する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が信託兼営金融機関の信託業務管理態勢、信託引受管理態勢、信託引受審査態勢、信託財産管理に係る管理態勢、信託財産運用管理態勢及び併營業務管理態勢を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を信託兼営金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。本検査マニユア</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>検査マニュアルの適用に当たっては、信託兼営金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) また、信託兼営金融機関とその業務に関して取引する者又は当該信託兼営金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</u></p> <p>(注) チェック項目についての説明</p> <p>① <u>チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての信託兼営金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。</u></p> <p>② <u>チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての信託兼営金融機関に対してベスト・プラクテ</u></p>	<p>ルの適用に当たっては、信託兼営金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。</u></p> <p><u>(6) 信託兼営金融機関とその業務に関して取引する者又は当該信託兼営金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</u></p> <p>(注) チェック項目についての説明</p> <p><u>チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該信託兼営金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、信託兼営金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>イスとして望まれる項目である。<u>したがって、検査官は各チェックリスト項目の確認をすれば足りる項目である。</u></p> <p>(注) 用語の説明</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において<u>その実質的内容</u>を決定することが求められるが、その原案の検討を<u>常務会等</u>で行うことを妨げるものではない。</p> <p>⑤ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能とすることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。</p> <p>⑥ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む）を表す。また、<u>営業拠点</u>においては、<u>営業拠点長及び営業拠点長</u>と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。</p> <p>⑦ 「内部規程」とは、<u>取締役会等が承認した経営方針・各種管理</u></p>	<p>することを求めるものではなく、<u>当該信託兼営金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。</u></p> <p>(注) 用語の説明</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において<u>実質的議論を行い内容</u>を決定することが求められるが、その原案の検討を<u>他の会議体、部門又は部署</u>で行うことを妨げるものではない。</p> <p>⑤ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、<u>経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織</u>（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能とすることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。</p> <p>⑥ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む）を表す。また、<u>営業店等</u>においては、<u>営業店長及び営業店長</u>と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。</p> <p>⑦ 「内部規程」とは、<u>経営方針等に則り、業務に関する取り決め</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>方針等に則り制定・改廃され、その制定・改廃には、取締役会等の承認を必要とする規程を表す。</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>【信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>(1) 信託の委託者及び受益者の保護を図るためには、信託兼営金融機関の業務の全てにわたり、兼営法、信託業法その他の法令等（内部規程を含む。）が遵守されることが重要である。また、信託業務をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、信託兼営金融機関自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、信託兼営金融機関において、取締役会等による信託業務に関する適切な内部管理が行われる必要がある。<u>本チェックリストは、信託業務の内部管理態勢（以下「信託業務管理態勢」という。）</u></p>	<p><u>等を記載した金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。</u></p> <p>⑩ <u>「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。</u></p> <p><b>信託業務管理態勢</b></p> <p><b>【信託業務管理態勢を検証する際の留意事項】</b></p> <p>(1) 信託の委託者及び受益者の保護を図るためには、信託兼営金融機関の業務の全てにわたり、兼営法、信託業法その他の法令等（内部規程を含む。）が遵守されることが重要である。また、信託業務をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、信託兼営金融機関自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、信託兼営金融機関において、取締役会等による信託業務に関する適切な内部管理が行われる必要がある。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>を具体的に確認するために、できるだけ金融検査マニュアルとの重複は避けて、チェックリストを作成したものである。</u></p> <p>(2) <u>検査官は、金融検査マニュアルの「法令等遵守態勢」と「リスク管理態勢（共通編）」に係るチェックリストと本チェックリストにより、信託兼営金融機関の信託業務管理態勢の検査を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) <u>検査官は、金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」に係る各チェックリストを適用して、信託兼営金融機関の信託業務管理態勢の検査を行うものとする。</u></p> <p><u>その際には、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産の双方を管理・運用しているために、様々な利益相反行為が発生しやすい業務環境にあること、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等を遵守することが信託の受託者として最も基本的な原則であること等の特性を踏まえて、内部管理基本方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針及び各リスク管理方針を適切に定めているか特に留意する。</u></p> <p>(3) <u>取締役会等は、新規商品等審査部門が、新規商品等を審査する基準を適切に定めているか、審査に必要な情報を集約した上で十分な検討を行う態勢を整備しているか等についても把握し、適切に管理することが重要であるが、新規商品等審査の態勢整備については、本マニュアルの「信託引受審査態勢」に係るチェックリストに詳細に記載されているため、信託業務管理態勢の検査において、金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」に係るチェックリストを適用する際には、「新規商品等審査に関する取扱い」の各チェック項目については適用しないこととする。</u></p> <p>(4) <u>顧客説明管理の態勢整備については、本マニュアルの「信託引受管理態勢」に係るチェックリストに記載されているため、信託業務</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(3) <u>本チェックリストにより信託業務管理態勢</u>を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託会社等に関する総合的な監督指針（以下「信託監督指針」という。）の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p> <p>I. 経営全般</p> <p>本項目については、金融検査マニュアルの「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」のチェック項目を信託業務についても準用した上で、以下の点についても留意すること。</p> <p>1. 取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関による信託業務の遂行に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。</p> <p>2. 信託業務に係る経営方針等の整備・確立</p> <p>(1) 取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関が目指すべき全体像等に基づいた信託業務に係る経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>(2) 取締役及び取締役会は、信託の受託者として遵守すべき最も基本的かつ重要な原則である、善管注意義務、忠実義務、分別</p>	<p><u>管理態勢の検査において、金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢」に係るチェックリストを適用する際には、「顧客説明管理態勢」の各チェック項目については適用しないこととする。</u></p> <p>(5) <u>信託業務管理態勢</u>を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託会社等に関する総合的な監督指針（以下「信託監督指針」という。）の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>管理義務等の履行を信託業務に係る経営方針に定めているか。</p> <p>(3) 取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産双方の財産を管理・運用しているために、様々な利益相反行為が発生しやすい業務環境にあることを踏まえた上で、信託財産に損害を与える利益相反行為を防止する態勢の整備について信託業務に係る経営方針に定めているか。</p> <p>3. 信託業務に係る組織・内部規程の整備等</p> <p>(1) 取締役及び取締役会は、善管注意義務等の信託の受託者としての義務については、信託種別や信託契約ごとに異なり得ることを踏まえた上で、遵守すべき事項を具体的に内部規程に定めるなどして、実効的に受託者としての義務を履行する態勢を整備しているか。</p> <p>(2) 取締役及び取締役会は、信託兼営金融機関が信託財産管理や信託財産運用等を行う際に求められる善管注意義務は、高度な専門性を前提とした注意義務であることを踏まえ、信託財産管理部門や信託財産運用部門等に一定期間の業務経験を経た専門性の高い人員を配置するなどして、実効的に受託者としての義務を履行するために組織を整備しているか。</p> <p>4. 取締役は、信託業務の管理上必要となる情報を適時に取得し、他の取締役・監査役等の間で共有しているか。また、取締役会等において当該情報の分析、検討、議論及び信託業務の管理上の適切な意思決定を行っているか。</p> <p>5. 取締役会等は、信託業務に係る情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>の事案について、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p> <p>II. 法令等遵守</p> <p>本項目については、金融検査マニュアルの「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」のチェック項目を信託業務についても準用した上で、以下の点についても留意すること。</p> <p>1. 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する部門（以下「コンプライアンス担当部門」という。）を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立して設置し、法令等遵守に係る社内外の情報を適切に取得・管理できるよう連絡、報告、協議等のルールを明確化するなど態勢の整備・確立を図っているか。</p> <p>2. 取締役会等は、適正な信託業務に係る法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針を定めて、組織全体に周知しているか。また、当該方針を、定期的に又は必要に応じて随時見直しているか。</p> <p>3. 取締役会等は、信託業務に係る法令等遵守のための手続を明確に定めた内部規程をコンプライアンス担当部門に整備させ、取締役会等が定めた方針に合致していることを確認した上で承認しているか。</p> <p>4. 取締役会等は、コンプライアンス担当部門には、信託業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか。なお、態勢については、必要に応じ随時見直し、法令等遵守管理手法の発達や法令等の改正、統制環境の変化にあわせて改善を図っているか。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



(改訂前)	(改訂後)
<p>Ⅲ. リスク管理</p> <p>本項目については、金融検査マニュアルの「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」のチェック項目を信託業務についても準用した上で、以下の点についても留意すること。</p> <p>1. 取締役は、信託業務の特性や信託財産と固有財産を保有するという信託兼営金融機関の特性を踏まえ、信託業務に係るリスクの実態を把握・監視し、これを適切に制御しているか。</p> <p>2. 取締役会等は、信託業務も対象とする経営方針や経営計画を踏まえたリスク管理方針を定め、組織全体に周知しているか。また、当該方針を、定期的に又は必要に応じて随時見直しているか。</p> <p>3. 取締役会等は、事務リスク管理部門、システムリスク管理部門やコンプライアンス担当部門等の信託業務に係るリスク管理を行う部門を整備しているか。また、財務に関する業務を行う部門は、信託財産の管理又は処分を行う部門から独立するなど、十分な牽制機能が働く態勢となっているか。</p> <p>4. 取締役会等は、リスク管理を行う部門には、信託業務に係るリスク管理の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか。</p> <p>5. 取締役会等は、信託業務に係るリスク管理のための手続を明確に定めた内部規程をリスク管理部門に整備させ、取締役会等が定めたリスク管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>IV. 内部監査</p> <p>本項目については、金融検査マニュアルの「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」のチェック項目を信託業務についても準用した上で、以下の点についても留意すること。</p> <p>1. 取締役及び取締役会は、適切な信託業務管理態勢の整備・確立を図る観点から、内部監査の重要性を認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査を行う部門（以下「内部監査部門」という。）を、被監査部門（例えば、コンプライアンス担当部門、信託財産の管理又は処分を行う部門）から独立して設置し、その機能が十分発揮できる態勢を整備し、定期的にその機能状況を確認しているか。</p> <p>2. 取締役及び取締役会は、内部監査で指摘された問題点について、その是正を図るための具体的な指示を行うなど適切な措置を講じているか。</p> <p>3. 内部監査部門には、信託業務の内部監査の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか。なお、必要に応じて組織体制を見直すとともに、経営環境の変化や内部監査手法の高度化に伴い、内部監査態勢の改善を図っているか。</p> <p>4. 取締役会は、通常の監査とは別に、信託財産運用業務等の専門性の高い業務やシステム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか。また、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合におい</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>ても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。</p> <p><b>【信託引受管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託引受管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、<u>法令等遵守態勢に問題がないかを、金融検査マニュアルや信託業務管理態勢の確認検査用チェックリストを踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>I. 信託引受管理態勢</p> <p>1. 信託引受管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(1) 信託引受管理方針等の整備・確立 (略)</p> <p>(2) 信託引受管理のための組織・内部規程の整備等</p> <p>① 取締役会等は、適正な信託引受管理態勢を整備・確立するために、信託引受管理を担当する部門（以下「信託引受管理部門」という。）につき、<u>営業推進部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。</u>また、信託引受管理部門が、信託引受管理以外の業務との兼務をする場合、</p>	<p><b>信託引受管理態勢</b></p> <p><b>【信託引受管理態勢を検証する際の留意事項】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査官は、本チェックリスト及び必要に応じ、<u>金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢」における「顧客説明管理態勢」の各チェック項目も合わせて適用し、</u>信託引受管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「<u>信託業務管理態勢を検証する際の留意事項</u>」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>【信託引受管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>I. 信託引受管理態勢</p> <p>1. 信託引受管理態勢の整備・確立状況</p> <p>(1) 信託引受管理方針等の整備・確立 (略)</p> <p>(2) 信託引受管理のための組織・内部規程の整備等</p> <p>① 取締役会等は、適正な信託引受管理態勢を整備・確立するために、信託引受管理を担当する部門（以下「信託引受管理部門」という。）につき、<u>営業推進部門等から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。</u>また、信託引受管理部門が、信託引受管理以外の業務との兼務をする場</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><u>営業推進部門</u>からの干渉を防止する態勢となっているか。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 取締役会等は、<u>営業推進部門</u>において信託引受の適正性を管理するための相互牽制機能が発揮できる態勢を整備しているか。例えば、信託引受管理の担当者を配置する等の工夫が望ましい。</p> <p>(3) 取締役会等への報告・承認 (略)</p> <p>2. 信託引受管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 信託引受管理部門による管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託引受管理部門は、<u>営業推進部門</u>の管理者をして、把握した信託引受に係る問題等を信託引受管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。 また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス担当部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>③ 信託引受管理部門は、信託引受に係る問題等の実態を把握</p>	<p>合、<u>営業推進部門</u>等からの干渉を防止する態勢となっているか。<u>(脚注1) 信託引受管理部門の管理者が、顧客説明管理責任者や他の部門の職員(管理者含む)を兼任することが考えられるが、その場合、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否かについて検証する。また、複数の信託引受管理部門の管理者を配置している場合は、管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確になっているかを検証する。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 取締役会等は、<u>営業推進部門</u>等において信託引受の適正性を管理するための相互牽制機能が発揮できる態勢を整備しているか。例えば、信託引受管理の担当者を配置する等の工夫が望ましい。</p> <p>(3) 取締役会等への報告・承認 (略)</p> <p>2. 信託引受管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 信託引受管理部門による管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託引受管理部門は、<u>営業推進部門</u>等の管理者をして、把握した信託引受に係る問題等を信託引受管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。 また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス統括部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>③ 信託引受管理部門は、信託引受に係る問題等の実態を把握</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、<u>営業推進部門</u>の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。</p> <p>(2) 信託引受管理部門の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 信託引受管理部門は、信託引受の適正性を確保するための研修等を実施し、<u>営業推進部門</u>の管理者や営業担当者に理解させているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 信託引受管理部門は、内部監査部門及び<u>コンプライアンス担当部門</u>との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、苦情・問合せ等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. <u>営業推進部門</u>における管理者の役割</p> <p>(1) <u>営業推進部門</u>における管理者は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、<u>営業推進部門</u>における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。</p> <p>例えば、</p> <p>① <u>営業推進部門</u>における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者の引受手順に</p>	<p>した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、<u>営業推進部門等</u>の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。</p> <p>(2) 信託引受管理部門の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 信託引受管理部門は、信託引受の適正性を確保するための研修等を実施し、<u>営業推進部門等</u>の管理者や営業担当者に理解させているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 信託引受管理部門は、内部監査部門及び<u>コンプライアンス統括部門</u>との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. <u>営業推進部門等</u>における管理者の役割</p> <p>(1) <u>営業推進部門等</u>における管理者は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、<u>営業推進部門等</u>における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。</p> <p>例えば、</p> <p>① <u>営業推進部門等</u>における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者の引受手順</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>問題がないか検証しているか。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) <u>営業推進部門</u>における管理者は、遅滞なく、信託引受管理部門、<u>コンプライアンス担当部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託引受の適正性</p> <p>1. 委託者の属性に応じた信託引受 (適合性の確保) (略)</p> <p>2. 情報提供の適正性 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 勧誘資料等について、<u>必要に応じて、コンプライアンス担当部門等によるチェック</u>を受けることとされているか。</p> <p>3. 信託引受に係る行為準則等 (略)</p> <p>4. 信託引受の際の書面交付の適正性 (1) (略)</p> <p>(2) 上記書面は、<u>コンプライアンス担当部門等によるリーガルチェック等</u>を受けることとされているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. 商品・業務別特性に応じた着眼点 (例示) (略)</p> <p>III. 信託契約代理店管理の適正性 (略)</p>	<p>に問題がないか検証しているか。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) <u>営業推進部門等</u>における管理者は、遅滞なく、信託引受管理部門、<u>コンプライアンス統括部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託引受の適正性</p> <p>1. 委託者の属性に応じた信託引受 (適合性の確保) (略)</p> <p>2. 情報提供の適正性 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 勧誘資料等について、<u>内部規程・業務細則に従い、事前にリーガル・チェック等</u>を受けることとされているか。</p> <p>3. 信託引受に係る行為準則等 (略)</p> <p>4. 信託引受の際の書面交付の適正性 (1) (略)</p> <p>(2) 上記書面は、<u>リーガル・チェック等</u>を受けることとされているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. 商品・業務別特性に応じた着眼点 (例示) (略)</p> <p>III. 信託契約代理店管理の適正性 (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><b>【信託引受審査態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託引受審査態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受審査態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、<u>法令等遵守態勢に問題がないかを、金融検査マニュアルや信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト</u>を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>I. 信託引受審査態勢</p> <p>1. 信託引受審査態勢の整備・確立状況</p> <p>(1) 信託引受審査方針等の整備・確立 (略)</p> <p>(2) 信託引受審査のための組織・内部規程の整備等</p> <p>① 取締役会等は、適正な新規商品等審査態勢及び受託審査態勢を整備・確立するために、新規商品等審査を行う部門（以下「新規商品等審査部門」という。）及び受託審査を行う部門（以下「受託審査部門」という。）につき、<u>営業推進部門</u>から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、新規商品等審査部門及び受託審査部門が、審査以外の業務との兼務をする場合、<u>営業推進部門</u>からの干渉を防止する態勢となっているか。</p>	<p><b>信託引受審査態勢</b></p> <p><b>【信託引受審査態勢を検証する際の留意事項】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託引受審査態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受審査態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、<u>金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」</u>を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p><b>【信託引受審査態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>I. 信託引受審査態勢</p> <p>1. 信託引受審査態勢の整備・確立状況</p> <p>(1) 信託引受審査方針等の整備・確立 (略)</p> <p>(2) 信託引受審査のための組織・内部規程の整備等</p> <p>① 取締役会等は、適正な新規商品等審査態勢及び受託審査態勢を整備・確立するために、新規商品等審査を行う部門（以下「新規商品等審査部門」という。）及び受託審査を行う部門（以下「受託審査部門」という。）につき、<u>営業推進部門等</u>から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、新規商品等審査部門及び受託審査部門が、審査以外の業務との兼務をする場合、<u>営業推進部門等</u>からの干渉を防止する態勢となっているか。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>②～④、(3) (略)</p> <p>2. 新規商品等審査部門及び受託審査部門の態勢と役割</p> <p>(1) 新規商品等審査部門及び受託審査部門による引受審査態勢</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査を通じて把握された信託引受審査に係る問題等を<u>コンプライアンス担当部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 新規商品等審査部門及び受託審査部門の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 事前審査</p> <p>新規商品等審査部門及び受託審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、<u>営業推進部門</u>が顧客等に対し新規商品等の勧誘を行う前に、新規商品等審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。また、信託兼営金融機関が信託引受を行う前に、受託審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。</p> <p>③④ (略)</p> <p>⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、内部監査部門及び<u>コンプライアンス担当部門</u>との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、<u>苦情・問合せ等</u>で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. <u>営業推進部門</u>における管理者の役割</p> <p>(1) <u>営業推進部門</u>における管理者は、信託引受審査が、委託者及び</p>	<p>②～④、(3) (略)</p> <p>2. 新規商品等審査部門及び受託審査部門の態勢と役割</p> <p>(1) 新規商品等審査部門及び受託審査部門による引受審査態勢</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、審査を通じて把握された信託引受審査に係る問題等を<u>コンプライアンス統括部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 新規商品等審査部門及び受託審査部門の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 事前審査</p> <p>新規商品等審査部門及び受託審査部門は、信託引受審査に係る内部規程・業務細則において、<u>営業推進部門等</u>が顧客等に対し新規商品等の勧誘を行う前に、新規商品等審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。また、信託兼営金融機関が信託引受を行う前に、受託審査部門の審査を経なければならないことを定めているか。</p> <p>③④ (略)</p> <p>⑤ 新規商品等審査部門及び受託審査部門は、内部監査部門及び<u>コンプライアンス統括部門</u>との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、<u>相談・苦情等</u>で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. <u>営業推進部門等</u>における管理者の役割</p> <p>(1) <u>営業推進部門等</u>における管理者は、信託引受審査が、委託者及</p>



(改訂前)	(改訂後)
<p>受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、<u>営業推進部門</u>における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受審査の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。</p> <p>例えば、</p> <p>① <u>営業推進部門</u>における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者が、内部規程・業務細則に則り、適切な審査を行うために必要な情報を取得しているか、新規商品等の審査を経ずに勧誘を行っていないかといった点を検証しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 信託引受に係る契約書の作成に当たって、<u>営業推進部門</u>における自主的な検証を行っているか。例えば、契約内容が、内部規程・業務細則に則っているか、また、信託引受審査の結果を反映した内容となっているかといった点を検証しているか。</p> <p>(2) <u>営業推進部門</u>における管理者は、遅滞なく、新規商品等審査部門及び受託審査部門、<u>コンプライアンス担当部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託引受審査の適正性 (略)</p>	<p>受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、<u>営業推進部門等</u>における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受審査の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。</p> <p>例えば、</p> <p>① <u>営業推進部門等</u>における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者が、内部規程・業務細則に則り、適切な審査を行うために必要な情報を取得しているか、新規商品等の審査を経ずに勧誘を行っていないかといった点を検証しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 信託引受に係る契約書の作成に当たって、<u>営業推進部門等</u>における自主的な検証を行っているか。例えば、契約内容が、内部規程・業務細則に則っているか、また、信託引受審査の結果を反映した内容となっているかといった点を検証しているか。</p> <p>(2) <u>営業推進部門等</u>における管理者は、遅滞なく、新規商品等審査部門及び受託審査部門、<u>コンプライアンス統括部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託引受審査の適正性 (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p><b>【信託財産管理に係る管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産管理に係る管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産管理に係る管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、<u>法令等遵守態勢に問題がないかを、金融検査マニュアルや信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト</u>を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>I. 信託財産管理に係る管理態勢</p> <p>1. 信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>2. 信託財産管理の管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 信託財産管理の管理部門による管理態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信託財産管理の管理部門は、信託財産管理部門の管理者をして、把握した信託財産管理に係る問題等（再信託先、共同受託先及び業務委託先において把握した信託財産管理に係る問題等を含む。）を信託財産管理の管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス担当部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p>	<p><b>信託財産管理に係る管理態勢</b></p> <p><b>【信託財産管理に係る管理態勢を検証する際の留意事項】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産管理に係る管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産管理に係る管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「<u>信託業務管理態勢を検証する際の留意事項</u>」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p><b>【信託財産管理に係る管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>I. 信託財産管理に係る管理態勢</p> <p>1. 信託財産管理に係る管理態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>2. 信託財産管理の管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 信託財産管理の管理部門による管理態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信託財産管理の管理部門は、信託財産管理部門の管理者をして、把握した信託財産管理に係る問題等（再信託先、共同受託先及び業務委託先において把握した信託財産管理に係る問題等を含む。）を信託財産管理の管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス統括部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>⑤ (略)</p> <p>(2) 信託財産管理の管理部門の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託財産管理の管理部門は、<u>内部監査部門及びコンプライアンス担当部門</u>との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、苦情・問合せ等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. 信託財産管理部門における管理者の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信託財産管理部門における管理者は、遅滞なく、信託財産管理の管理部門、<u>コンプライアンス担当部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託財産管理の適正性 (略)</p> <p>III. 信託財産管理業務の委託の適正性 (略)</p> <p>IV. 再信託先又は共同受託先の管理の適正性 (略)</p> <p>V. 信託財産状況報告等の適正性 (略)</p> <p><b>【信託財産運用管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p>⑤ (略)</p> <p>(2) 信託財産管理の管理部門の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託財産管理の管理部門は、<u>内部監査部門及びコンプライアンス統括部門</u>との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. 信託財産管理部門における管理者の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信託財産管理部門における管理者は、遅滞なく、信託財産管理の管理部門、<u>コンプライアンス統括部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託財産管理の適正性 (略)</p> <p>III. 信託財産管理業務の委託の適正性 (略)</p> <p>IV. 再信託先又は共同受託先の管理の適正性 (略)</p> <p>V. 信託財産状況報告等の適正性 (略)</p> <p><b>信託財産運用管理態勢</b></p> <p><b>【信託財産運用管理態勢を検証する際の留意事項】</b></p> <p>(1) (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産運用管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産運用管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、<u>法令等遵守態勢に問題がないかを、金融検査マニュアルや信託業務管理態勢の確認検査用チェックリスト</u>を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>I. 信託財産運用管理態勢</p> <p>1. 信託財産運用管理態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>2. 信託財産運用管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 信託財産運用管理部門による管理態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信託財産運用管理部門は、信託財産運用部門の管理者をして、把握した信託財産運用に係る問題等（業務委託先において把握した信託財産運用に係る問題等を含む。）を信託財産運用管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス担当部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 信託財産運用管理部門の役割</p> <p>① (略)</p>	<p>(2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産運用管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産運用管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「<u>信託業務管理態勢を検証する際の留意事項</u>」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</p> <p>(3)(4) (略)</p> <p><b>【信託財産運用管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>I. 信託財産運用管理態勢</p> <p>1. 信託財産運用管理態勢の整備・確立状況 (略)</p> <p>2. 信託財産運用管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 信託財産運用管理部門による管理態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 信託財産運用管理部門は、信託財産運用部門の管理者をして、把握した信託財産運用に係る問題等（業務委託先において把握した信託財産運用に係る問題等を含む。）を信託財産運用管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス統括部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 信託財産運用管理部門の役割</p> <p>① (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>② <u>信託財産運用管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス担当部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、苦情・問合せ等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</u></p> <p>3. 信託財産運用部門における管理者の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信託財産運用部門の管理者は、遅滞なく、<u>信託財産運用管理部門、コンプライアンス担当部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託財産運用の適正性 (略)</p> <p>III. 利益相反行為等の防止 (略)</p> <p>IV. 信託財産運用業務の委託の適正性 (略)</p> <p>V. 受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢</p> <p>1. 元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己査定及び償却等</p> <p>① <u>信用リスク管理部門は、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る自己査定や償却に係る内部規程・業務細則を整備し、必要に応じて、当該規程を改廃しているか。</u></p> <p>②③ (略)</p> <p>(3)(4) (略)</p>	<p>② <u>信託財産運用管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</u></p> <p>3. 信託財産運用部門における管理者の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信託財産運用部門の管理者は、遅滞なく、<u>信託財産運用管理部門、コンプライアンス統括部門</u>や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。</p> <p>II. 信託財産運用の適正性 (略)</p> <p>III. 利益相反行為等の防止 (略)</p> <p>IV. 信託財産運用業務の委託の適正性 (略)</p> <p>V. 受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢</p> <p>1. 元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己査定及び償却等</p> <p>① <u>資産査定管理部門は、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る自己査定や償却に係る内部規程・業務細則を整備し、必要に応じて、当該規程を改廃しているか。</u></p> <p>②③ (略)</p> <p>(3)(4) (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>2. その他の受託者固有資産のリスクの管理態勢 (略)</p> <p>3. 流動性リスクの管理態勢 (略)</p> <p><b>【併営業務関連リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>(1) <u>併営業務関連リスク等管理態勢とは、併営業務において発生する事務リスク、システムリスク等のリスク管理態勢及び併営業務に係る法令等遵守態勢のことである。</u></p> <p>(2) 併営業務の運営に当たっては、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正に<u>併営業務関連リスク等を管理する必要があることから、併営業務関連リスク等管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。</u></p> <p>(3) 検査官は、本チェックリストにより、<u>併営業務関連リスク等管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより併営業務関連リスク等管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、法令等遵守態勢及びリスク管理（共通）態勢に問題がないかを、金融検査マニュアルや信託業務管理態勢の確認検査用チェックリストを踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</u></p> <p>(4) 本チェックリストにより、<u>併営業務関連リスク等管理態勢を具体的な事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関</u></p>	<p>2. その他の受託者固有資産のリスクの管理態勢 (略)</p> <p>3. 流動性リスクの管理態勢 (略)</p> <p><b>併営業務管理態勢</b></p> <p><b>【併営業務管理態勢を検証する際の留意事項】</b></p> <p>(1) <u>併営業務管理態勢とは、併営業務に係る法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢のことである。</u></p> <p>(2) 併営業務の運営に当たっては、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正に<u>併営業務を管理する必要があることから、併営業務管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。</u></p> <p>(3) 検査官は、本チェックリストにより、<u>併営業務管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより併営業務管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。</u></p> <p>(4) 本チェックリストにより、<u>併営業務管理態勢を具体的な事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託</u></p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p> <p>I. <u>併営業務関連リスク等管理態勢</u></p> <p>1. <u>併営業務関連リスク等管理態勢の整備・確立状況</u></p> <p>(1) <u>併営業務関連リスク等管理</u>を含めたリスク等管理方針等の整備・確立</p> <p>① 取締役は、併営業務が、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併営業務に係る<u>事務リスク・システムリスク</u>の特性及び併営業務に関し遵守すべき法令等を十分に認識し、<u>併営業務関連リスク等管理態勢</u>の整備・確立に向け、<u>併営業務関連リスク等管理</u>を含めたリスク等管理方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) <u>併営業務関連リスク等管理のための組織・内部規程の整備等</u></p> <p>① 取締役会等は、適正な<u>併営業務関連リスク等管理態勢</u>を整備・確立するために、<u>併営業務関連リスク等</u>の管理を担当する部門（以下「併営業務管理部門」という。）につき、併営業務実施部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、併営業務管理部門が、<u>併営業務関連リスク等</u>の管理以外の業務との兼務をする場合、併営業務実施部門からの干渉を防止する態勢となっているか。</p>	<p>監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p> <p><b>【併営業務管理態勢の確認検査用チェックリスト】</b></p> <p>I. <u>併営業務管理態勢</u></p> <p>1. <u>併営業務管理態勢の整備・確立状況</u></p> <p>(1) <u>併営業務管理</u>を含めたリスク等管理方針等の整備・確立</p> <p>① 取締役は、併営業務が、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併営業務に係る<u>各種リスク</u>の特性及び併営業務に関し遵守すべき法令等を十分に認識し、<u>併営業務管理態勢</u>の整備・確立に向け、<u>併営業務管理</u>を含めたリスク等管理方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) <u>併営業務管理のための組織・内部規程の整備等</u></p> <p>① 取締役会等は、適正な<u>併営業務管理態勢</u>を整備・確立するために、<u>併営業務</u>の管理を担当する部門（以下「併営業務管理部門」という。）につき、併営業務実施部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、併営業務管理部門が、<u>併営業務</u>の管理以外の業務との兼務をする場合、併営業務実施部門からの干渉を防止する態勢となっているか。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>② 取締役会等は、併營業務管理部門に対し、<u>併營業務関連リスク等</u>を管理するために必要な権限を与えているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 取締役会等は、適正な<u>併營業務関連リスク等管理</u>のための手続を明確に定めた内部規程を併營業務管理部門に整備させ、リーガルチェック等を行わせ、取締役会等が定めた<u>併營業務関連リスク等管理</u>を含めたリスク等管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 併營業務管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 併營業務管理部門による管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 併營業務管理部門は、併營業務実施部門の管理者をして、把握した併營業務に係る問題等を併營業務管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p> <p>また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス担当部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 併營業務管理部門の役割</p> <p>① 併營業務管理部門は、取締役会等が定めた<u>併營業務関連リスク等管理</u>を含めたリスク等管理方針に則り、<u>併營業務関連リスク等管理</u>に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。また、必要に応じて、当該内部規程に則り、<u>併營業務関連リスク等管理</u>に係る業務細則を制定しているか。</p>	<p>② 取締役会等は、併營業務管理部門に対し、<u>併營業務</u>を管理するために必要な権限を与えているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 取締役会等は、適正な<u>併營業務管理</u>のための手続を明確に定めた内部規程を併營業務管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた<u>併營業務管理</u>を含めたリスク等管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 併營業務管理部門の態勢と役割</p> <p>(1) 併營業務管理部門による管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 併營業務管理部門は、併營業務実施部門の管理者をして、把握した併營業務に係る問題等を併營業務管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。</p> <p>また、必要に応じ、当該問題等を<u>コンプライアンス統括部門</u>に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 併營業務管理部門の役割</p> <p>① 併營業務管理部門は、取締役会等が定めた<u>併營業務管理</u>を含めたリスク等管理方針に則り、<u>併營業務管理</u>に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。また、必要に応じて、当該内部規程に則り、<u>併營業務管理</u>に係る業務細則を制定しているか。</p>



(改訂前)	(改訂後)
<p>② 併営業務管理部門は、内部監査部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、<u>苦情・問合せ等</u>で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. 併営業務実施部門における管理者の役割</p> <p>(1) 併営業務実施部門における管理者は、併営業務が、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併営業務実施部門における併営業務の状況を的確に把握し、<u>併営業務関連リスク等</u>を管理するための適切な方策を講じているか。</p> <p>例えば、</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>II. 遺言執行業務（遺言信託）等の適正性</p> <p>遺言執行業務とは、信託兼営金融機関が、遺言書を保管し、遺言者の死亡後、遺言内容に従い適切に執行手続を行うものである。遺言内容によっては、権利関係等が複雑な場合もあり、受託する信託兼営金融機関においては、<u>高度な専門性及び適正な法令等遵守態勢</u>が求められる。</p> <p>遺言執行業務の適正性を確保するために、以下のような運営を適正に行う態勢が整備されているか。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>② 併営業務管理部門は、内部監査部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、<u>相談・苦情等</u>で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。</p> <p>3. 併営業務実施部門における管理者の役割</p> <p>(1) 併営業務実施部門における管理者は、併営業務が、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併営業務実施部門における併営業務の状況を的確に把握し、<u>併営業務</u>を管理するための適切な方策を講じているか。</p> <p>例えば、</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>II. 遺言執行業務（遺言信託）等の適正性</p> <p>遺言執行業務とは、信託兼営金融機関が、遺言書を保管し、遺言者の死亡後、遺言内容に従い適切に執行手続を行うものである。遺言内容によっては、権利関係等が複雑な場合もあり、受託する信託兼営金融機関においては、<u>高度な専門性、適正な法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢</u>が求められる。遺言執行業務の適正性を確保するために、以下のような運営を適正に行う態勢が整備されているか。</p> <p>以下 (略)</p>

(改訂前)	(改訂後)
Ⅲ. 証券代行業務の適正性 (略) Ⅳ. 不動産媒介業務の適正性 (略) Ⅴ. 不動産関連併営業業務の適正性 (略) Ⅵ. 年金制度管理業務の適正性 (略)	Ⅲ. 証券代行業務の適正性 (略) Ⅳ. 不動産媒介業務の適正性 (略) Ⅴ. 不動産関連併営業業務の適正性 (略) Ⅵ. 年金制度管理業務の適正性 (略)